

改 正 後	改 正 前
死体解剖資格認定要領	死体解剖資格認定要領
<p>第一 (略)</p> <p>第二 認定の基準</p> <p>1 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号。以下「法」という。)第2条第1項第1号の認定(以下「認定」という。)は、次に掲げる要件をみたす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができると認められるものについて行うものとする。ただし、死体解剖を行う者として学術的・倫理的に著しく不適格な者は、認定を行わないことができる。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師にあつては、次の全てに該当する者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医師又は歯科医師の免許を得て2年を経過した後、初めて解剖に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項に規定する休業をした期間(以下「産前産後休業期間」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第二条第一号に規定する育児休業をした期間(以下「育児休業期間」という。)があるときは、これらを除いた期間)以内に適切な指導者の下で20体以上について死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に記載した主として行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医のうち、いずれか1つ)の解剖を行った経験を有する者</p> <p>ただし、病理解剖について申請を行う者については、解剖を行った経験に、頭蓋腔は開検せず、胸腔及び腹腔を開検する解剖例又は最大4例までは法医学との合同解剖症例(行政・承諾・死因・身元調査法解剖)を加えた場合であっても、病理解剖を実施するために必要な知識及び技能を有していると認められる場合には、分科会の判断で認定を行うものとする。</p> <p>(2) 医師及び歯科医師以外の者で主として系統解剖を行おうとする者にあつては、次の全てに該当する者</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 認定の基準</p> <p>1 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号。以下「法」という。)第2条第1項第1号の認定(以下「認定」という。)は、次に掲げる要件をみたす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができると認められるものについて行うものとする。ただし、死体解剖を行う者として学術的・倫理的に著しく不適格な者は、認定を行わないことができる。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師にあつては、次の全てに該当する者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医師又は歯科医師の免許を得て2年を経過した後、初めて解剖に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で20体以上について死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に記載した主として行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医のうち、いずれか1つ)の解剖を行った経験を有する者</p> <p>ただし、病理解剖について申請を行う者については、解剖を行った経験に、頭蓋腔は開検せず、胸腔及び腹腔を開検する解剖例又は最大4例までは法医学との合同解剖症例(行政・承諾・死因・身元調査法解剖)を加えた場合であっても、病理解剖を実施するために必要な知識及び技能を有していると認められる場合には、分科会の判断で認定を行うものとする。</p> <p>(2) 医師及び歯科医師以外の者で主として系統解剖を行おうとする者にあつては、次の全てに該当する者</p>

<p>ア (略)</p> <p>イ 初めて解剖に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年 <u>(産前産後休業期間又は育児休業期間があるときは、これらを除いた期間)</u> 以内に適切な指導者の下で50体以上について系統解剖を行った経験を有する者</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三 認定の申請に必要な書類</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 初めて解剖に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で50体以上について系統解剖を行った経験を有する者</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三 認定の申請に必要な書類</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---